

証券コード 4345
2022年5月31日

株 主 各 位

長野県上田市古里115番地
株式会社 シーティーエス
代表取締役社長 横 島 泰 蔵**第32回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前に郵送またはインターネットにより、2022年6月16日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | | | |
|-------|-----------|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件① | 第4号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件② | 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件③ | 第6号議案 | 準備金及び剰余金の額の減少による
資本金の増加の件 |

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cts-h.co.jp/>) に掲載しております。
 - (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cts-h.co.jp/>) に掲載させていただきます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

<株主の皆様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。事前に郵送またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使の詳細は、3頁から4頁をご参照ください。

<会場における対応のご案内>

- ・株主総会にご来場いただく株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用をお願いいたします。また、受付において、体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる方等には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会に出席する役員、および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。また、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認したうえで参加することといたします。
- ・株主総会の議事は円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間でを行う予定でありますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

株主総会にご来場いただく株主様へのご案内

1. 当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会のお土産の配布はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社シーティーエス 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

株式会社シーティーエス

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

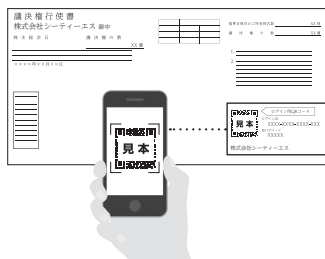
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

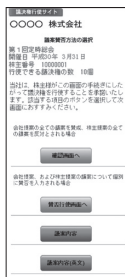
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



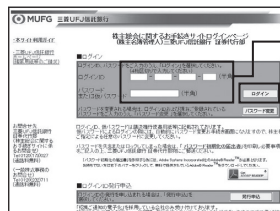
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

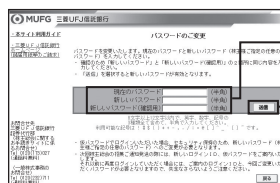
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

第 32 期 事 業 報 告(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の当社グループの主要顧客である土木・建築業界を取り巻く環境に関し、公共投資については、東北エリアの一部で落ち込みが見られるなど地域差はあるものの、全体としては災害復旧・防災等の対応を含め、底堅く推移しました。民間投資については、前連結会計年度と比較し、回復の傾向が見られました。他方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等については、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、2021年3月期から2023年3月期までの3カ年を対象にした中期経営計画を策定しております。当社グループは建設ICTの専門企業として、その中核となる中期経営方針に下記の4項目を掲げるとともに、2023年3月期において達成すべき目標として3項目を設定しております。これらの方針を基に、目標を達成すべく事業を着実に展開してまいりました。

<中期経営方針>

- ・ 地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大
- ・ 土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大
- ・ DDS・SMS事業(※1)を中心とした独自商品・サービスの開発強化及びサポートの充実
- ・ レンタルを基本とした営業・サポート体制の構築及び全国展開の推進

<中期経営目標>

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ・ 主力商品・サービス売上高(※2) | 80億円超 (2020年3月期対比 50%超) |
| ・ 営業利益率 | 20%超 |
| ・ ROE | 20%超 |

なお、中期経営目標の「主力商品・サービス売上高」及び「営業利益率」について、過年度の進捗において当初想定との差異が大きくなったこと、また次期計画の想定に鑑み、当該目標値を変更いたしました。これらの内容につきましては、8頁及び9頁の(3)対処すべき課題をご覧ください。

- ※1 当連結会計年度より下記の通り報告セグメントの名称を変更しております。
 デジタルデータサービス事業 (Digital Data Service)[DD S 事業] …旧名称：システム事業
 測量計測システム事業 (Surveying Measurement System) [SMS 事業] …旧名称：測量計測事業
 スマートハウス事業 (Smart House) [SH 事業] …旧名称：ハウス備品事業
 []は、報告セグメントの略称です。
- ※2 主力商品・サービスは、繰り返し利用が多い「レンタル」とその「付随商品・サービス」及び「内製サービス」により構成されています。

当連結会計年度の業績につきましては、主力商品・サービスの営業に注力した結果、既存顧客を中心に受注が順調に推移し、売上高は10,542百万円（前期比5.8%増）となりました。

利益面でも、付加価値の高い主力商品・サービスの売上高が増加したことにより、売上総利益が5,229百万円（前期比11.7%増）と順調に推移しました。また、販売費及び一般管理費は、主に処遇改善・人員増に加え、積極的な営業活動を再開したことから営業活動費用が増加し、2,601百万円（前期比6.1%増）となりましたが、売上総利益の増加により営業利益は2,628百万円（前期比17.9%増）となりました。

その結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益においても前連結会計年度を上回る実績となりました。

なお、主力商品・サービスについては、主にDD S 事業における商品・サービスの拡充により、売上高は6,706百万円（前期比10.9%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

区 分	期 別	第 31 期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで)		第 32 期 (2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで)	
		売 上 高 百万円	構 成 比 率 %	売 上 高 百万円	構 成 比 率 %
D D S 事 業		4,798	48.1	5,328	50.5
S M S 事 業		3,422	34.3	3,594	34.1
S H 事 業		1,144	11.5	1,144	10.9
そ の 他		602	6.1	474	4.5
合 計		9,968	100.0	10,542	100.0

<DDS事業>

当事業につきましては、クラウドストレージサービスを中心に業界に特化したITインフラサービス（情報共有システム、回線サービス、固定IP電話サービス、ネットワークカメラ、遠隔作業支援システム、システム機器等）のレンタル等に関して、商品力の強化及びクラウドストレージサービスを軸とした営業に注力した結果、既存顧客を中心に受注が順調に推移し、当事業の売上高は5,328百万円（前期比11.0%増）となりました。利益面は、ITインフラサービスを主とした主力商品・サービス売上高の伸長により売上総利益が増加しました。また、中期経営計画に基づく積極的な人員増加策による人件費の増加などにより、販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は1,614百万円（前期比17.5%増）となりました。

<SMS事業>

当事業につきましては、測量計測機器及び測量計測システム等のレンタル・販売に関して、主力商品・サービスの営業に注力した結果、既存顧客を中心にワンマン測量システム等のレンタル受注は順調に推移しました。販売については、世界的な半導体不足等の影響により想定に至らなかったものの、代替のレンタル受注などもあり、当事業の売上高は3,594百万円（前期比5.0%増）となりました。利益面は、レンタルをはじめとした主力商品・サービス売上高の伸長により売上総利益が増加しました。また、積極的な営業活動再開による営業活動費用の増加、測量機器管理センター運用に伴う経費計上等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は720百万円（前期比16.7%増）となりました。

<SH事業>

当事業につきましては、建設現場事務所用ユニットハウス及び什器備品等のレンタル等に関して、自社レンタルの稼働が堅調に推移したことから、当事業の売上高は1,144百万円（前期比0.0%増）となりました。利益面は、自社レンタルの稼働に伴う賃貸料の増加及び原価管理の徹底により、売上総利益が増加し、セグメント利益（営業利益）は230百万円（前期比23.9%増）となりました。

<その他>

その他につきましては、売上高は474百万円（前期比21.2%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は62百万円（前期比23.9%増）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,125百万円であります。その主な内訳は、DDS事業及びSMS事業のレンタル用資産である、建設現場向けITインフラ機器及び測量機器等の取得であります。これらの資産については自己資金及びリース契約により調達しております。

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社は、2021年3月期から2023年3月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画において、以下の経営課題に取り組んでまいります。

■どこへ

① 地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大

全国31支店のネットワークを活かし、広域で事業を営んでいる顧客の獲得をより推進し収益の拡大に努めてまいります。

② 土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大

これまでの土木工事を中心とした顧客への営業活動に加えて、建築工事、電気・管等の設備工事等の新規顧客の開拓を積極的に行い収益の拡大に努めてまいります。

■何を

③ DDS・SMS事業を中心とした独自商品・サービスの開発強化及びサポートの充実

少子高齢化、働き方改革等に対応して、建設業における業務の省人・省力化を推進する商品・サービスの開発と、顧客サポートの充実をより一層推進してまいります。また、国土交通省が推進する「i-Construction」(ICT施工)に関しては、内製化を目指すユーザーに対する支援を積極的に展開してまいります。

■どのように

④ レンタル業を基本とした営業・サポート体制の構築及び全国展開の推進

測量機器をはじめ、ツールが高度化・システム化・ネットワーク化し、所有による維持・管理が複雑で難しくなっている状況を踏まえ、商品・サービスの提供をレンタル中心で行っていくことで顧客利便性を高めてまいります。また、リピーター獲得のための営業体制、及びそれらを支える直接・遠隔でのサポート体制の構築と営業ネットワークの全国展開を推進してまいります。

なお、中期経営計画の目標値のうち「主力商品・サービス売上高 80億円超」及び「営業利益率 20%超」につきましては、過年度の進捗において当初想定との差異が大きくなったこと、また次期計画の想定に鑑み、当該目標値を下記の通り変更いたしました。2023年3月期においては新たな目標値の達成に向けて邁進してまいります。

	変更前	変更後	増減額・増減値
主力商品・サービス売上高	80億円超	75億円超	△5億円
営業利益率	20%超	25%超	+5.0%
ROE	20%超	20%超	—

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第29期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第30期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第31期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第32期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	8,613	9,172	9,968	10,542
経 常 利 益(百万円)	1,559	1,818	2,127	2,535
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,066	1,248	1,456	1,731
1株当たり 当期純利益金額(円)	24.63	29.24	34.14	40.80
総 資 産(百万円)	12,057	11,720	13,115	14,361
純 資 産(百万円)	7,120	7,842	8,789	9,743

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第29期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第30期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第31期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第32期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	7,993	8,699	9,421	10,121
経 常 利 益(百万円)	1,419	1,681	2,412	2,511
当 期 純 利 益(百万円)	972	1,163	1,788	1,773
1株当たり 当期純利益金額(円)	22.47	27.26	41.92	41.80
総 資 産(百万円)	11,583	11,261	13,017	14,289
純 資 産(百万円)	6,839	7,476	8,755	9,752

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 レンタライズ	50百万円	100%	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売等
株式会社CTSラインテック	50百万円	100%	交通安全・環境関連の工事等

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業名	事業内容
D D S 事業	建設現場向けITインフラサービスの提案 ●主に建設現場の仮設事務所におけるIT環境をレンタルで提供 (通信・ネットワーク・クラウドの他、オフィス用OA機器等) ●ネットワークカメラ等を用いた遠隔管理・遠隔作業支援システム等
S M S 事業	測量計測システム・ICT施工関連システムの提案 ●MDTS・GNSS等によるワンマン測量システムをレンタルで提供 ●クラウド型転圧管理システムの提供 ●3Dスキャナ、3D計測・データ作成代行等の3D測量機・データ活用支援
S H 事業	現場向けオフィス環境「スマートハウス」の提案 ●IT環境を含めた建設現場向けユニットハウス「スマートハウス」をレンタルで提供
その他	交通安全・環境関連の専門工事 ●道路標識の設置・道路白線の設置

(7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	長野県上田市古里115番地			
支 店	札幌支店	盛岡支店	仙台支店	山形支店
	郡山支店	水戸支店	宇都宮支店	前橋支店
	千葉支店	東京支店	新潟支店	富山支店
	金沢支店	甲府支店	長野支店	松本支店
	岐阜支店	浜松支店	名古屋支店	津支店
	京都支店	大阪支店	神戸支店	広島支店
	福岡支店	熊本支店	宮崎支店	鹿児島支店
	那覇支店			

(注) 2022年4月1日付で旭川支店・大分支店を開設しております。

② 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社レンタライズ	本社	長野県上田市
株式会社CTSラインテック	本社	長野県上田市

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
279名	20名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
247名	24名増	41.7歳	8.8年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 152,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 42,379,155株（自己株式1,020,845株を除く。）
 (3) 株主数 4,833名（前期末比589名増）
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社 横島	16,000,000株	37.8%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	4,260,000	10.1
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	2,578,400	6.1
GOVERNMENT OF NORWAY	996,400	2.4
野村證券 株式会社	967,671	2.3
株式会社 八十二銀行	835,200	2.0
シーティーエス社員持株会	721,500	1.7
KIA FUND 136	719,400	1.7
猪股和典	666,000	1.6
株式会社 三井住友銀行	640,000	1.5

- (注) 1. 自己株式1,020,845株は上記から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主価値の向上を図るため、2021年4月30日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月17日から2021年7月14日の間で、市場取引により自己株式300,000株（発行済株式総数に対する割合は0.7%）を総額261百万円で取得しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	横 島 泰 蔵	株式会社レンタライズ 代表取締役社長 株式会社CTSラインテック 代表取締役
取 締 役	秋 山 秀 樹	営業部門統括 執行役員 (兼) SMS事業統括部長
取 締 役	金 井 一 智	事業部門統括 執行役員 (兼) DDS事業統括部長
取 締 役	横 島 連	管理部門統括 執行役員 (兼) 経営企画室長 (兼) SH事業統括部長
取 締 役	岸 本 明 彦	
取 締 役	宮 坂 正 晴	信州ハム株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	宮 崎 剛	株式会社レンタライズ 監査役 株式会社CTSラインテック 監査役
監 査 役	芦 田 久	
監 査 役	佐 々 木 弘 道	弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
監 査 役	水 沢 健 時	税理士

- (注) 1. 取締役秋山秀樹氏は、2022年4月1日より、本社営業部長を兼務しております。
2. 取締役岸本明彦氏及び取締役宮坂正晴氏は、社外取締役であります。
3. 監査役芦田久氏、監査役佐々木弘道氏及び監査役水沢健時氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役宮崎剛氏は、2021年6月18日開催の第31回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任いたしました。
5. 当社は、2013年11月13日付けで監査役芦田久氏、2014年6月13日付けで監査役佐々木弘道氏及び監査役水沢健時氏、2017年6月23日付けで取締役岸本明彦氏、2019年6月19日付けで取締役宮坂正晴氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役水沢健時氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該方針に沿うものであることを判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務、企業価値向上に対する貢献度、会社業績等を勘案し決定する。

ロ. 報酬の種類と構成割合

- ・ 業務執行機能を担う社内取締役の報酬は、当面の間、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。なお、業績連動報酬（短期インセンティブ）である役員賞与及び非金銭報酬（中長期のインセンティブ）である株式報酬等の導入については、今後の中で必要に応じて検討する。
- ・ 監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。
- ・ 報酬の種類別の割合は、業績連動報酬等を導入する時点で検討する。
- ・ 執行役員を兼務する取締役については、業務執行の貢献度に応じて使用人としての賞与を支払う。

ハ. 報酬の支払時期・条件

- ・基本報酬（固定報酬）：月次にて金銭で支払う。

二. 取締役の個人別報酬の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬については、「役員報酬の基本方針」及び「報酬の種類と構成割合」の内容に基づき、代表取締役社長・担当取締役・社外取締役が具体的内容について協議の上、取締役会にて決定する。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・監査役の報酬額は、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、基本報酬のみの支払いとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	非金銭報酬 (中長期インセンティブ)	
		固定報酬	役員賞与	株式報酬等	
社 内 取 締 役	55百万円	55百万円	—	—	4名
社 外 取 締 役	4百万円	4百万円	—	—	2名
社 内 監 査 役	5百万円	5百万円	—	—	1名
社 外 監 査 役	7百万円	7百万円	—	—	3名
合 計	72百万円	72百万円	—	—	10名

(注) 1. 社内取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係
取締役	宮坂正晴	信州ハム株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
監査役	佐々木弘道	弁護士法人 佐々木法律事務所	代表社員	当社と同弁護士法人との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
岸本明彦	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、企業経営に関する識見に基づき、客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
宮坂正晴	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、企業経営に関する識見に基づき、客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
芦田久	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席するとともに、重要会議等にも随時出席し、企業経営経験の観点から中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に意見・助言等を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は経営執行面を全般に監視・検証を行っております。
佐々木弘道	監査役	当事業年度において開催した取締役会に11回出席し、弁護士としての専門的見地から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会に12回出席し、監査は法務面を主体に監視・検証を行っております。
水沢健時	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、税理士としての専門的見地と経営指導経験の観点から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は財務面を主体に監視・検証を行っております。

③ 報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
社外役員の報酬等の総額	5名	12百万円

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知徹底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ② 取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- ③ 内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査役に報告し早期是正に努める。
- ④ 使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ② 電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理基本規程・情報セキュリティー基本規程等に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ② 不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項等に関する迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な業務執行を維持する。
- ③ 業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

(5) **当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 連結子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、業務の執行の状況を管理する体制を構築する。
- ② 当社及び連結子会社の損失の危険の管理については、リスク管理規程に基づき、統括部署が一元的に管理する。
- ③ 連結子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営状況を的確に把握する重要事項を取締役会等へ報告する体制を整備し、当社との連携を図る。
- ④ 連結子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査、監査役監査等により、業務の適正を検証する。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、当社は監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役から要請を受けた場合には監査役と協議のうえ配置する。

(7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役を補助する使用人を置く場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、監査役の指示命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(8) **当社及び連結子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

- ① 当社及び連結子会社の取締役及び使用人は、当社又は連結子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査役へ報告を行う。
- ② 監査役は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは当社及び連結子会社の取締役及び使用人にいつでも報告を求めるものとする。
- ③ 当社及び連結子会社は、監査役への報告を行った者に対し、不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社及び連結子会社の代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。また、財務上の問題点については、監査法人と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役は、監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。
- ③ 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。

また、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として拒絶する。
- ② 社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム

内部統制システム全般の整備・運用状況を監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修を定期的実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度を整備し、周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、部署ごとにリスク管理責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応を行っており、担当部署において検証及び見直しをはかっております。

(4) 監査体制

監査役の監査については、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を実施しております。

また、内部監査については、監査室が作成した内部監査計画に基づき、会計監査、業務監査、システム監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営方針のひとつに定めております。第一に、積極的に事業を展開し、企業全体としての価値の向上を目指します。第二に、企業活動により得た利益に関しては、業績に連動した配当により還元を行います。以上により、将来の利益創造と、現在の利益配分の実現を目指します。

当社の配当政策は、安定配当の考え方を採用せず、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を考慮したうえで、業績に連動する利益還元を行うことを基本方針にしております。期間における自己資本と他人資本の両経営資源活用の最終成果である当期純利益と、決算期末における財政状態に占める自己資本と他人資本の構成に応じて、配当性向及び配当金額を算出することとしており、具体的運用基準を次のように定めております。

■具体的運用基準

< 1株当たり中間配当金の算出方法 >

- ・期首において計算した1株当たり年間配当金の1/2とします。
- ・1株当たり中間配当金の1円未満は切り捨てして算出しております。

< 1株当たり期末配当金の算出方法 >

- ・配当金の原資は、税引き後の当期純利益とします。
- ・当社所定の計算基準により配当性向を決定します。
配当性向 = 自己資本比率 × 0.5 + (1 - 自己資本比率) × 0.2
- ・配当金総額の計算を次の算式により行います。
配当金総額 = 当期純利益 × 配当性向 - 中間配当金総額
- ・1株当たり期末配当金の計算を、次の算式により行います。
1株当たり期末配当金 = 配当金総額 ÷ 発行済株式総数

< その他 >

- ・その他配当金計算に関する詳細は当社内規に基づいて行われます。
- ・特別な貸借等の特殊要因により自己資本比率が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当性向を決定します。
- ・特別な損益等の特殊要因により税引き後の当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当額を決定します。
- ・1株当たり配当金の10銭未満は切り上げして算出しております。

当期末配当金につきましては、上記の配当政策を基に算出しており、取締役会の決定により、1株当たり11円00銭（普通配当9円00銭，記念配当2円00銭）とさせていただきます。年間配当金は、1株当たり中間配当金7円00銭を含め、前期に対し4円00銭増配の1株当たり18円00銭となりました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,422	流動負債	2,753
現金及び預金	5,172	買掛金	458
受取手形及び売掛金	1,795	電子記録債務	567
棚卸資産	312	リース債務	810
その他	157	未払法人税等	523
貸倒引当金	△14	その他	394
固定資産	6,938	固定負債	1,864
有形固定資産	4,164	リース債務	1,590
レンタル資産	37	その他	273
建物及び構築物	695	負債合計	4,617
土地	1,022	(純資産の部)	
リース資産	2,368	株主資本	9,589
その他	40	資本金	425
無形固定資産	140	資本剰余金	2,399
投資その他の資産	2,632	利益剰余金	7,486
投資有価証券	2,329	自己株式	△722
その他	304	その他の包括利益累計額	154
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	154
資産合計	14,361	純資産合計	9,743
		負債・純資産合計	14,361

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		10,542
売上原価		5,313
売上総利益		5,229
販売費及び一般管理費		2,601
営業利益		2,628
営業外収益		
受取配当金	21	
固定資産売却益	3	
その他の	4	29
営業外費用		
支払利息	48	
持分法適用による投資損失	74	122
経常利益		2,535
特別利益		
投資有価証券売却益	20	20
税金等調整前当期純利益		2,555
法人税、住民税及び事業税	827	
法人税等調整額	△2	824
当期純利益		1,731
親会社株主に帰属する当期純利益		1,731

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,026	流動負債	2,680
現金及び預金	4,855	買掛金	471
受取手形	354	電子記録債権	567
売掛金	1,378	リース債権	798
棚卸資産	297	未払費用	77
前払費用	29	未払法人税等	83
その他の金	126	未前受り	480
貸倒引当金	△14	預り金	5
固定資産	7,262	その他の負債	10
有形固定資産	4,113	固定負債	186
レンタル資産	21	リース債権	1,583
建物	646	繰延税金負債	110
構築物	48	繰延税金負債	8
機械及び装置	0	繰延税金負債	154
車両運搬具	15	負債合計	4,537
工具、器具及び備品	10	(純資産の部)	
土地	1,022	株主資本	9,598
リース資産	2,348	資本金	425
無形固定資産	140	資本剰余金	2,399
借地権	3	資本準備金	428
ソフトウェア	129	その他の資本剰余金	1,970
その他	7	利益剰余金	7,495
投資その他の資産	3,009	利益準備金	23
投資有価証券	2,329	その他利益剰余金	7,471
関係会社株式	609	固定資産圧縮積立金	182
その他	72	別途積立金	108
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	7,180
資産合計	14,289	自己株式	△722
		評価・換算差額等	154
		その他有価証券評価差額金	154
		純資産合計	9,752
		負債・純資産合計	14,289

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		10,121
売 上 原 価		5,290
売 上 総 利 益		4,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,389
営 業 利 益		2,440
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	112	
そ の 他	5	118
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	47
経 常 利 益		2,511
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20	20
税 引 前 当 期 純 利 益		2,532
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	761	
法 人 税 等 調 整 額	△2	758
当 期 純 利 益		1,773

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下 条 修 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーティーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下 条 修 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社シーティーエス 監査役会

常勤監査役 宮崎 剛 ㊟

社外監査役 芦田 久 ㊟

社外監査役 佐々木 弘道 ㊟

社外監査役 水沢 健時 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件①

1. 変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、当社定款における招集に係る規定（現行定款第11条）を変更するものであります。

なお、本定款変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、 臨時株主総会は必要がある場合にこれを招 集する。 (新 設)	(招集) 第11条 (現行どおり) <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない 株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 定款一部変更の件②

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定（現行定款第14条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主の皆様へに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 定款一部変更の件③

1. 変更の理由

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第17条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を3名増員し、7名以内から10名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

第4号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて経営体制の一層の強化を図るため、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件③」が原案どおり承認可決され、当該定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よこしまたいぞう 横島泰蔵 (1960年6月9日生)	1980年9月 当社入社 1990年7月 当社取締役 1995年7月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役副社長 2003年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年1月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長（現任） 株式会社CTSラインテック 代表取締役（現任）	76,800株
	(選任理由) 横島泰蔵氏は、1990年に当社取締役、2003年より当社の代表取締役社長を務め、当社が目指すべき経営方針を掲げ、その実現に向けて強力なリーダーシップ・決断力を発揮し、業容を拡大してまいりました。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。		
2	あきやまひでき 秋山秀樹 (1976年4月5日生)	2000年7月 当社入社 2013年7月 当社松本支店長 2017年4月 当社執行役員（現任） 2019年1月 当社東海営業部長 2019年2月 当社近畿営業部長 2019年6月 当社取締役 営業部門統括（現任） 2022年1月 当社SMS事業統括部長（現任）	7,098株
	(選任理由) 秋山秀樹氏は、営業部門の責任者として業容の拡大に貢献し、現在はSMS事業統括部長として収益の拡大を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。		
	※秋山秀樹氏は、2022年4月1日より、本社営業部長を兼務しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かな い かず とし 金 井 一 智 (1977年11月29日生)	2002年 6 月 当社入社 2015年 6 月 当社事業統括本部 ITインフラチーム部長代理 2016年 4 月 当社システム事業推進部長 2017年 4 月 当社執行役員 (現任) 2018年 9 月 当社システム事業統括部長 (現 DDS事業統括部長) (現任) 2019年 6 月 当社取締役 事業部門統括 (現任)	16,598株
(選任理由) 金井一智氏は、事業部門の責任者として業容の拡大に貢献し、現在はDDS事業統括部長として収益の拡大を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。			
4	よこ し ま れん 横 島 連 (1987年6月6日生)	2014年 1 月 当社入社 2017年 6 月 株式会社レンタライズ 取締役 (現任) 2018年 1 月 当社経営企画部長 (現 経営企画室長) (現任) 2018年 4 月 株式会社CTSラインテック 取締役 (現任) 2018年 7 月 当社ハウス備品事業統括部長 (現 SH事業統括部長) (現任) 2019年 4 月 当社執行役員 (現任) 2020年 6 月 当社取締役 管理部門統括 (現任)	2,433株
(選任理由) 横島連氏は、2014年に入社して以来、一貫して経営企画部門に所属し、現在は管理部門の責任者として会社の経営基盤の強化を推進しております。また、SH事業の責任者として、収益の改善に取り組んでおります。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ きたはらまさお 北原巻雄 (1976年8月9日生)	2001年 8月 当社入社 2017年 1月 当社経理財務部長(現任) 2018年 4月 当社執行役員(現任)	60,245株
	(選任理由) 北原巻雄氏は、2001年8月に入社以来、一貫して経理財務部門に所属し、現在は経理財務部長として、会社の財務基盤の強化を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者となりました。		
6	きしもとあきひこ 岸本明彦 (1953年1月1日生)	1971年 4月 本田技研工業株式会社入社 2006年 4月 同社南米本部地域事業企画室長 2008年 4月 日信工業株式会社入社 総務・経理・人材開発統括 2008年 6月 同社取締役 2011年 6月 同社常務取締役 経営管理本部長 2017年 6月 当社社外取締役(現任)	1,474株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 岸本明彦氏は、本田技研工業株式会社及び日信工業株式会社に在職中に、経営管理部門の取締役等の要職を歴任しており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は現在、当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。		
7	みやさかまさはる 宮坂正晴 (1953年1月29日生)	1975年 4月 信州ハム株式会社入社 2006年 9月 同社執行役員 営業本部長 2008年 9月 同社取締役 2010年 9月 同社常務取締役 2014年 9月 同社専務取締役 事業本部長 2016年 9月 同社代表取締役社長(現任) 2019年 6月 当社社外取締役(現任)	一株
	(選任理由及び期待される役割の概要) 宮坂正晴氏は、現在信州ハム株式会社の代表取締役社長として活躍されており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は現在、当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	※ 平野 精一 (1954年12月11日生)	1977年 4月 信州精器株式会社 (現 セイコーエプソン株式会社) 入社 2002年 6月 セイコーエプソン株式会社 取締役 2007年 6月 同社常務取締役 エプソン販売株式会社 代表取締役社長 2014年 6月 セイコーエプソン株式会社 常勤監査役 2017年10月 ヒロセ株式会社 代表取締役社長 (現任)	一株
(選任理由及び期待される役割の概要) 平野精一氏は、現在ヒロセ株式会社の代表取締役社長として活躍されており、過去においては、セイコーエプソン株式会社に在職中に、営業部門の取締役等の要職を歴任されております。これらの企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監査を行えるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岸本明彦氏、宮坂正晴氏及び平野精一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用について、当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は岸本明彦氏及び宮坂正晴氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、平野精一氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は岸本明彦氏及び宮坂正晴氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、平野精一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 所有する当社の株式数には、シーティーエス役員持株会及びシーティーエス社員持株会における本人の持分が含まれております。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役水沢健時氏は任期満了となります。つきましては、あらたに、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たけむら じゅんいち 竹村 淳一 (1986年4月25日生)	2010年2月 あらた監査法人 (現 PwCあらた有限責任監査法人) 入社 2013年9月 公認会計士登録 2014年12月 竹村淳一公認会計士事務所開設 同所代表 (現任) 税理士法人上野丸山会計事務所入社 2016年10月 税理士登録 2020年7月 税理士法人UMパートナーズ 代表社員 (現任)	一株
(選任理由) 竹村淳一氏は、公認会計士・税理士として会計・税務の専門的見地から企業経営に関して高い識見を有しており、客観的かつ公平な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 竹村淳一氏と、当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 竹村淳一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用について、当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。本議案が承認可決され、竹村淳一氏が監査役に選任され場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は本議案が承認可決され、竹村淳一氏が監査役に選任された場合は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 竹村淳一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が監査役に選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 準備金及び剰余金の額の減少による資本金の増加の件

1. 準備金及び剰余金の額の減少による資本金の増加の目的

当社は2022年4月11日をもちまして創立50周年を迎えました。これを節目とし、今後の中長期的な事業の発展・拡大を目指す上で当社の財務基盤を強化することにより経営健全性の維持向上を図ってまいりたく、会社法第448条第1項に基づき資本準備金の全部を減少させ資本金とし、併せて、会社法第450条第1項に基づきその他資本剰余金の全部を減少させ資本金とするとともに、繰越利益剰余金の一部を減少させ資本金とするものがあります。これらにより新たな資本金の額は3,000,000,000円となります。

2. 減少する準備金の項目とその額

資本準備金	428,829,110円
-------	--------------

3. 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	1,970,263,950円
----------	----------------

繰越利益剰余金	174,910,916円
---------	--------------

4. 資本金の額

現在の資本金	425,996,024円
--------	--------------

増加する資本金	2,574,003,976円
---------	----------------

増加後の資本金	3,000,000,000円
---------	----------------

5. 準備金の額の減少、剰余金の額の減少及び資本金の額の増加がその効力を生ずる日

2022年6月17日

以 上

<ご参考> 役員の構成

以下の役員の構成は本株主総会における第4号議案及び第5号議案が原案どおりご承認いただいた場合、並びに任期中の監査役について作成しております。

氏名	会社における 地位・担当	属性		経験・スキル等							多様性	
		社外	独立	企業経営	営業・ マーケティング	事業関連 知識	IT	財務・会計	人事・総務	法務・ コンプライ アンス	他業種・ 他業界 経験	海外経験
横島 泰蔵	代表取締役社長			●	●	●						
秋山 秀樹	取締役 営業部門統括				●	●						
金井 一智	取締役 事業部門統括					●	●				●	
横島 連	取締役 管理部門統括					●		●	●	●	●	
北原 巻雄	取締役 経理財務部門統括							●		●	●	
岸本 明彦	取締役	○	○	●				●	●	●	●	●
宮坂 正晴	取締役	○	○	●	●						●	
平野 精一	取締役	○	○	●	●	●	●		●	●	●	●
宮崎 剛	常勤監査役				●	●				●		
芦田 久	監査役	○	○	●				●	●	●	●	
佐々木 弘道	監査役	○	○	●						●	●	
竹村 淳一	監査役	○	○	●				●			●	

※上記一覧表は、各役員の有するすべての知見を表すものではありません。

〈メ モ 欄〉

招集通知

事業報告

計算書類等

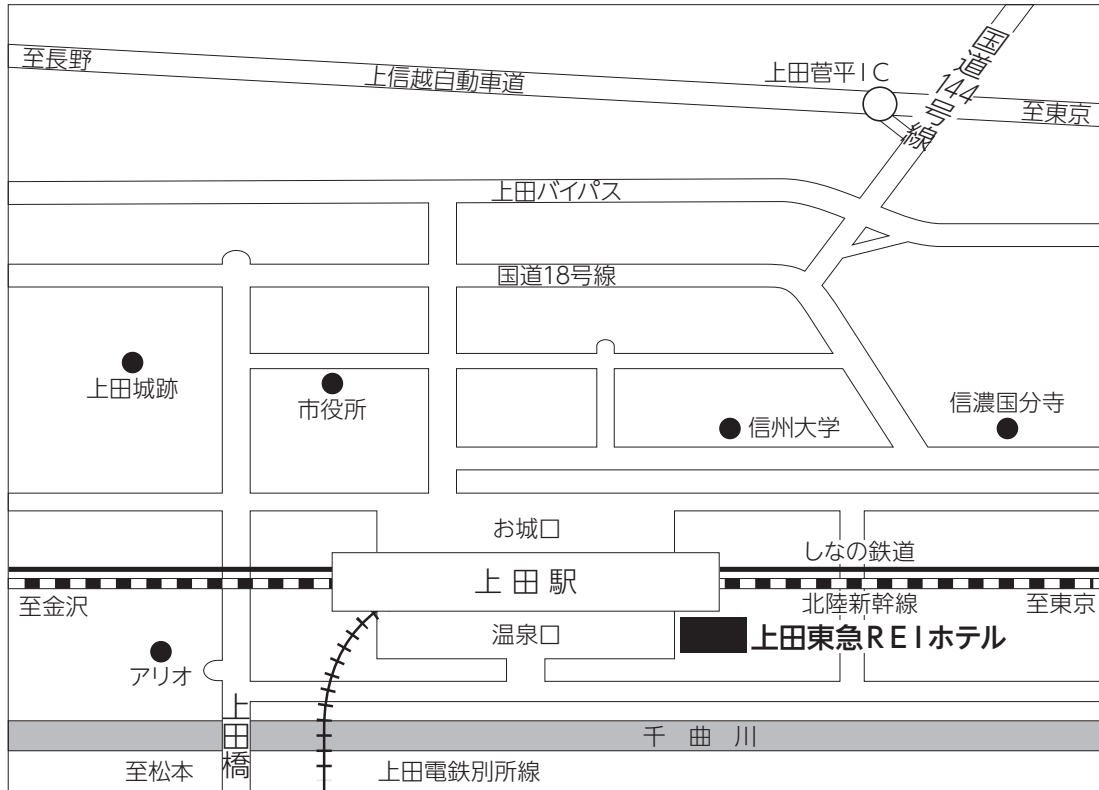
監査報告書

株主総会参考書類

メモ

定時株主総会会場ご案内図

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
TEL：0268-24-0109（代）



- お車をご利用の場合：上信越自動車道 上田菅平インターチェンジより約15分
- 北陸新幹線・しなの鉄道をご利用の場合：上田駅温泉口より徒歩1分

【お問い合わせ先】株式会社シーティーエス 経営企画室 TEL：0268-26-3700（代）

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場くださる株主様へのお土産の配布はございません。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080
www.fsc.org

VEGETABLE
OIL INK